

貯蓄預金

2020年3月1日現在

商品名(愛称)		貯蓄預金
販売対象	・個人のお客さま	
期間	・期間の定めはありません。	
預入	(1) 預入方法	・随時お預け入れいただけます。
	(2) 預入金額	・1円以上
	(3) 預入単位	・1円単位
払戻方法		・随時払戻しができます。
利息	(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・10万円未満、10万円以上50万円未満、50万円以上100万円未満、100万円以上の4段階の金額階別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します。
	(2) 利払方法	・年2回(2月、8月)の当金庫所定の日口座に入金いたします。
	(3) 計算方法	・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算です。
税金		<ul style="list-style-type: none"> ・お利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優(少額貯蓄非課税制度)ご利用の場合を除きます。) ※復興特別所得税が追加課税されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%の税率になります。
手数料		—————
付加できる特約事項		<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金との間で資金を移動させるスウィング(自動振替)サービスの取扱いができます。 ・マル優(少額貯蓄非課税制度)の取扱いができます。
中途解約時の取扱		—————
金利情報入手方法		・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置		・本商品の問い合わせ等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時~17時、電話:0770-22-9433)、苦情等は、営業店または総務部(9時~17時、電話:0770-22-9430)にお申し出ください。
紛争解決措置		<ul style="list-style-type: none"> ・福井弁護士会(電話:0776-23-5255)、金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考となる事項		<ul style="list-style-type: none"> ・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。 ・「総合口座」の取扱いはできません。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって1預金者あたり元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)